



大気汚染防止法施行令・施行規則の 一部改正について

水銀に関する水俣条約の採択を受けて、水銀等の大気中への排出を規制するための「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が平成 27 年 6 月 19 日に公布されました。

また、平成 28 年 6 月 14 日に中央環境審議会より「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次答申)」が答申されました。



これらを踏まえた改正概要は、以下の通りです。

一概要一

(1) 大気汚染防止法施行令の一部を改正する省令

- 「要排出抑制施設※」として鉄鋼製造施設のうち焼結炉及び電気炉を追加指定した。

※要排出抑制施設として、水銀等の排出抑制について自主的取組が求められる施設

(2) 大気汚染防止法の一部を改正する法律の

施行期日を定める政令

- 改正法の施行期日を平成 30 年 4 月 1 日(水俣条約が日本国について効力を生じる日が平成 30 年 4 月 1 日後となる場合には、当該条約が日本国について効力が生じる日)とした。

[(1)(2)は平成 28 年 9 月 7 日公布]

(3) 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

- 水銀排出施設の種類及び規模、排出基準※を定めた。
- 水銀排出施設の届出等に係る様式を定めた。
- 水銀濃度の測定頻度や測定結果の取扱いを定めた。

※既存施設及びその他一定条件に該当する場合における経過措置を定めた。

(4) 排出ガス中の水銀測定方法を定める告示

- 大気汚染防止法施行規則第 16 条の 12 の規定に基づき、排出ガス中の水銀測定方法を定めた。

[(3)(4)は平成 28 年 9 月 26 日公布]

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(改正 PCB 特措法)について

平成 28 年 5 月 2 日に計画的処理完了期限(早いもので平成 30 年度末、遅いもので平成 35 年度末)までに速やかに処理を完了するために必要となる措置を講じることを目的とした改正 PCB 特措法が公布されました。

改正法施行に伴い、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の基準を定めるとともに、処分期間を規定しました。規定内容は以下の通りです(平成 28 年 8 月 1 日施行)。

一概要一

高濃度 PCB 廃棄物の基準

廃棄物の種類	基準
汚泥、紙くず、木くず又はその他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうち PCB を含む部分 1kg につき 5,000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他 PCB が付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物 1kg につき 5,000mg

高濃度 PCB 使用製品の基準

製品の種類	基準
紙、木又は繊維その他 PCB が塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうち PCB を含む部分 1kg につき 5,000mg
金属、ガラス又は陶磁器その他 PCB が付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物 1kg につき 5,000mg

高濃度 PCB 廃棄物の処分期間

廃棄物の種類	保管場所の所在区域	期間
廃 PCB 等及び廃変圧器等(原液、保管容器も含む)	群馬県、埼玉県、栃木県、長野県、東京都 等	平成 28 年 8 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
上記以外の廃棄物	群馬県、埼玉県、栃木県、長野県、東京都 等	平成 28 年 8 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日

土壌汚染対策法について

最近、築地市場の豊洲移転問題がニュースで取り上げられる中、土壌汚染調査が再び注目されています。そこで、土壌汚染調査の基本となる法律である土壌汚染対策法について、概要と調査の流れを以下に示します。

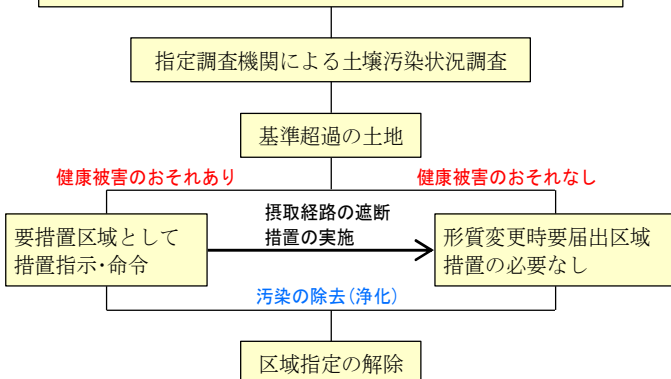
1. 概要

土壌汚染対策法は平成14年6月に制定され、それまでは法的に農用地の土壌汚染のみを対象としていましたが、すべての土地を対象とするようになりました。また、平成22年4月に改正法が施行されており、平成29年4月には政令の改正により、特定有害物質にクロロエチレンが追加される予定です。

土壌汚染対策法のしくみを簡易的に示すと以下のようになります。

本法の目的は、土壌汚染による人の健康被害を防止することであり、そのために調査の契機、調査方法、管理方法を定めています。

- ①有害物質使用特定施設の廃止(第3条)
- ②3,000㎡以上の形質変更時で土壌のおそれあり(第4条)
- ③土壌汚染により、健康被害が生じるおそれあり(第5条)



2. 調査契機

土壌汚染状況調査を行う契機を以下に示します。

① 有害物質使用特定施設の廃止時(第3条)

水質汚濁防止法に規定する特定施設であり、特定有害物質を製造、使用、処理を行っていた施設を廃止する場合、土地の所有者等(所有者・管理者・占有者)に調査義務が発生します。

ただし、そのまま工場・事業場として第三者が立ち入らない等、人の健康被害が生じるおそれがないと都道府県知事の確認を受けた場合は、調査が猶予されます。

② 3,000㎡以上の土地の形質変更届出の際に土壌汚染が認められた時(第4条)

3,000㎡以上の土地の形質変更を都道府県知事に届け出て、土壌汚染のおそれがあると認めるときは、土地所有者等に土壌汚染状況調査の命令が出されます。

③ 土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県知事が認める時(第5条)

土壌汚染が存在するか、存在する可能性が高く、人の健康に被害が及ぶおそれがある土地である場合には、都道府県知事から調査命令が出されます。

①～③の義務による調査のほか、自主的に調査した結果を基に要措置区域等の指定を任意に申請することができます(法14条)。

3. 区域の指定

都道府県知事は、土壌汚染状況調査の結果報告を受けて、その土地を健康被害のおそれに応じて、以下の要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3-1 要措置区域

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、**健康被害が生じるおそれがある**区域
→汚染の除去等の措置が必要

3-2 形質変更時要届出区域

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、**健康被害が生じるおそれがない**区域
→汚染の除去等の措置は不要であるが、土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要

4. 指定調査機関について

土壌汚染対策法に基づく調査は、その結果によってその土地の土壌汚染対策の方針が左右されるため、信頼できる調査結果を確保しなければなりません。そこで、調査を的確に実施することができる者を環境大臣又は都道府県知事が指定します。それが指定調査機関であり、技術管理者を置き、この者の指導・監督の下、調査を行います。

ここでは詳細な調査方法については割愛しましたが、当社も指定調査機関に指定されていますので土壌調査に関してご不明な点がございましたら、いつでもお問い合わせください。

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp